

新潟県条例第33号

新潟県森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

新潟県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 <u>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</u><u>2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</u><u>3 この条例の失効の際、基金に残高があるときは、当該残高に相当する金額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。